三田市民病院事業使用料及び手数料条例新旧対照表

第1条~第6条 省略

別表(第2条、第3条関係)

2 00 = 214 20 = 2142400								
区分	種別	金額	摘要					
使用料	省略							
	初診時特定療養費	1回 2,000円	他の病院又は診療所から					
			の文書による紹介がある					
			場合及び緊急その他やむ					
			を得ない場合を除く。					
	省略							
省略								

現行

備考

1~2 省略

3 分べん介助料、駐車場使用料及び診察券の再発行手数料を除き、上記に 掲げる額に同額に係る消費税法第29条の規定による税額並びに地方税法 第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。

第1条~第6条 省略

別表(第2条、第3条関係)

区分	種兒	}I]	刍	金額	摘要	
使用料	省略					
	選 定 療 養費	初診時	1回	5,000 円	他の病院又は診療所から の文書による紹介がある	
					場合及び緊急その他やむ を得ない場合を除く。	
		再診時	1回	2,500 円	当院の医師が他の病院又	
					は診療所を紹介したにも	
					<u>かかわらず、患者の意思</u> で、再度当院を受診した	
					<u>場合</u>	
省略						

改正案

備考

1~2 省略

3 <u>選定療養費、</u>分べん介助料、駐車場使用料及び診察券の再発行手数料を除き、上記に掲げる額に同額に係る消費税法第29条の規定による税額並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。